

死亡届を提出された方へ

	当市での手続き(担当課)	手続きに必要なもの		当市での手続き(担当課)	手続きに必要なもの
印鑑登録	死亡日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証をお返しいただくか、破棄して下さい。 (市民課②)		国民健康保険	保険証をお返しください。 お持ちの方は、健康課窓口へ。 (健康課⑧)	○亡くなった方の保険証
国民年金	未支給年金や遺族年金等の手続きが必要な方に対して約10日後にご案内の文書をお送りします。 (市民課③)	手続き先・必要なものは案内文書でご確認ください。	後期高齢者医療	保険証をお返し下さい。 お持ちの方は、健康課窓口へ。 (健康課⑧)	○亡くなった方の保険証
介護保険	保険証をお返し下さい。 お持ちの方は、成人福祉課窓口へ。 (成人福祉課①)	○亡くなった方の保険証	葬祭費 (国保・後期加入者)	喪主の方に葬祭費が支給されます。 (健康課⑧)	○印鑑 ○喪主の方の通帳 ○亡くなった方の保険証
児童手当 児童扶養手当	消滅手続きをして下さい。 (子育て推進課④)	○印鑑 ○児童扶養手当受給の方は児童扶養手当証書	固定資産	市内に土地・家屋等の資産をお持ちの方は、相続人の届出をしてください。 (税務課③)	○印鑑
子育て支援障がい(児)者ひとり親家庭等医療証	医療証をお返し下さい。 (子育て推進課④)	○印鑑 ○各医療証	原付バイク(125cc以下)や農耕用車両をお持ちの方	廃車または名義変更手続きをして下さい。 (税務課①)	○ナンバープレート ○印鑑 ○本人確認資料(運転免許証等)
水道	廃止届または名義変更が必要です。 (上下水道課:第二庁舎1F)	○印鑑	※亡くなった方の戸籍が必要な方 戸籍が記載されるまで3~4日ほど時間がかかります。 (本籍地が新庄市外の場合、1週間~10日程)戸籍謄本等は本籍地での発行です。		

※詳しい内容は、担当課におたずねください。担当課を複数回ることが困難な場合等は、市民課職員にお気軽に申し出ください。